

新しい総合事業に関する質問表

No	項目	質問事項	回答
1	住所地特例	<p>住宅型有料老人ホーム(A区)に住所地特例対象の方で目黒区が保険者の方(要支援1)がいらっしゃいます。4月から総合事業開始となりますが、給付管理やサービス提供はA区の指示に基づいて行っているのでしょうか。</p> <p>同様にB区が保険者の方で、平成27年4月から総合事業を開始していますが、こちらはA区の指示に基づいて総合事業関係なく給付管理をしています。</p>	<p>住所地特例対象者に対する総合事業のサービスは、当該者が居住する施設が所在する区市町村が行うこととされています。ご質問の場合は、4月以降A区が総合事業を実施する場合、A区が設定しているサービスを利用していただくことになります。</p>
2	書式参考例 単位数	<p>現在、弊事業所は予防給付相当サービスのみ対応予定で検討しておりますが、下記内容について教えてください。</p> <p>1. 運営規定等変更の際し、サンプルは頂けるのでしょうか。</p> <p>2. 要支援2の方が週1回利用の場合でも、現状同様になるのでしょうか。また、事業対象者となった方の場合は要支援2同等の対応ということでよろしいのでしょうか。</p>	<p>1. 現在のところ運営規程の参考例をお示しする予定はございません。</p> <p>2. 通所型予防給付相当サービスの事業費は介護度別となっています。介護予防訪問介護と同じです。事業対象者については、原則要支援1相当の区分支給限度額と設定しておりますが、特別に区が認めた場合に限り、3か月を限度に要支援2相当の区分支給限度額を設定する場合があります。</p>
3	ケアマネジメント	<p>①基本チェックリストでの申請か要介護認定調査による申請は保険者本人の意志で選択できるのか。</p> <p>②予防給付相当サービスか区独自基準サービスのどちらのサービスを利用したいかは保険者本人では決めることはできないのか。</p> <p>③現状、予防給付相当サービスを利用している要支援の保険者が区独自基準サービスを希望して28年4月に移行することができるのか。</p>	<p>①利用者の希望によります。</p> <p>②利用者本人の希望も踏まえたくうえで、包括支援センターの介護予防ケアマネジメントにより判断をします。</p> <p>③現在要支援認定を受けている方は、認定更新時期に総合事業に移行となります。ただし、28年4月以降に総合事業のサービスの利用希望があった場合には、認定更新以前に総合事業サービスを利用できるものとします。</p>
4	事業者指定	<p>当院では現在、要介護・要支援を対象とした通所リハビリを病院にて実施しております。月～金曜日まで行っており、土・日は休みとしています。仮に区独自基準サービスを土曜の午前の週1のみ(同じ場所)実施することは可能でしょうか。</p>	<p>目黒区では、区独自基準サービスの人員・設置・運営基準を緩和していないので、現行の介護予防通所介護と同じ基準となります。この基準を満たしていることが指定の要件となります。ただし、ご質問のケースは新規施設の取り扱いとなるため、申請書類の省略はできません。</p>

新しい総合事業に関する質問表

No	項目	質問事項	回答
5	区独自基準サービス	<p>現在「要支援・要介護認定」を受けている利用者が、次回認定更新時に「要支援認定」を受けた場合、「総合事業」へ移行するということは理解しましたが、その際、</p> <p>①「予防給付相当サービス」ではなく、「区独自基準サービス」になるということも当然考えられるということでしょうか。</p> <p>②その際には必ず「3時間未満」のサービスにしなければならないのでしょうか。</p> <p>③また、いずれは要支援すべての方が「区独自基準サービス」になるということでしょうか。</p>	<p>介護予防ケアマネジメントで以下の(1)～(3)のいずれかの項目をサービス利用の目的とし、かつ3時間未満の利用が適切だと判断された場合に、区独自基準サービスを利用することになります。</p> <p>(1)運動器の機能訓練、(2)栄養改善・口腔機能改善、(3)その他日常生活支援</p> <p>よって、</p> <p>①お見込みのとおりです。</p> <p>②お見込みのとおりです。ただし、当該サービスを提供できる事業所の空き状況等を勘案することはあると思われまます。</p> <p>③目黒区では現在の予定では、「予防給付相当サービス」と「区独自基準サービス」を設定するので、要支援者はケアマネジメントによりどちらかのサービスを利用することになります。今後国や都の動向を見据えて検討していきます。</p>
6	指定申請 加算	<p>① 世田谷区の事業所です。H28年4月から地域密着型(定員15名)になります。その場合も総合事業の申請は必要ですか。</p> <p>② 国保連について、P7 A7処遇は反映されないとの説明でしたが、自社で集計するしかありませんか。</p> <p>③ みなし指定ですが、H30. 3. 31以降、目黒区の要支援の方の予防給付相当サービス(国基準)はどうなりますか。</p>	<p>① 地域密着型の小規模デイの場合も、区独自基準サービスを実施する場合は事業者指定の申請が必要になります。みなし指定事業者が予防給付相当サービスを実施する場合は、事業者指定申請は不要です。</p> <p>② A3とA7の場合、各自治体で処遇改善加算のコードが異なるため、システム上反映できません。お見込みのとおり貴社で集計してください。</p> <p>③ H30. 3. 31以降の制度については未定です。今後国や都の動向を見据えて検討していきます。</p>